

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第7回会議（平成22年9月10日開催）議事要旨

第1 議題

ヒアリング等

第2 議事要旨

1 ヒアリング

(1) 大久保恵美子氏（全国被害者支援ネットワーク理事）

ア 発表の概要

平成2年に、18歳の長男を飲酒運転による交通事故で亡くした。当時は、被疑者・被告人の権利ばかりが守られる一方、警察の初期支援制度や検察庁の連絡制度等がなく、被害者は情報を得ることも発言することもできず、絶望を感じた。

犯罪被害者の遺族は、日常生活や心身に大きな影響を受けている。犯罪被害者の自助グループの会合を開き、被害者やその遺族が互いに苦しい心情を話し合っている。

現在でも、我が国の刑事司法制度においては、被疑者・被告人に比べ、被害者の権利は保護されていない。被害者の回復に役立つ刑事司法に改正していただき、被害者が途切れることのない支援を受けることのできる社会になってほしい。

被害者は、警察に、一刻も早い犯人検挙と、事件の真実に関する情報提供を望んでいる。DNA型データベースの拡充、通信傍受、防犯カメラ等により、証拠を固めて検挙していただきたい。DNAは、刑務所の全収容者から採取して構わないのではないか。

被疑者は自分の罪を軽くしたいためにウソをつくものであり、ウソの供述が録画・録音で関係者に伝わると被害者の名誉が傷つけられる。また、被疑者が被害者を悪く言ったり、特に性被害の場合に、被害者の名誉を傷つけるような聞くに堪えない記録が残っていると、被害者は一生平穏な暮らしができなくなる。このため、被害の届出もためられることになる。また、取調べでは、取調べ官も自身のプライバシーにわたることを話さないと取調べが上手くいかないと聞くが、録音・録画されれば、それらがで

きなくなるのではないか。こういったことから、取調べの可視化には反対。

（被害者の支援制度の充実がないにもかかわらず、）被疑者・被告人のための制度を更に充実させることには慎重であるべき。

イ 質疑応答の概要（ が委員からの質問事項、 が回答）

捜査における科学技術の活用は、他国に比べ遅れていると感じているが、その理由をどのように考えるか。

マスコミにおいて、プライバシーを害するようなことだけが取り上げられがちであること等が問題ではないか。

取調べの録音・録画は、正確な記録を残すことができ、捜査への手がかりを見つけ出すなど、有意義な点があると思うが、記録を残すこと自体に抵抗があるのか。

被害者は、自分や亡くなった家族のことを悪く言われている記録が残っていると一生ひっかかる。被害者に対して、手厚いサポート体制が構築されれば、被疑者・被告人のことには関心を持たないで済むようになるかもしれないが、現在の制度下では、録音・録画に有意義な点があるといわれても抵抗がある。

真実を知りたいという場合、初期供述を記録に残しておくことは重要なのではないか。

被疑者は、弁護士と接見して供述が変わることがある。被害者は真実を知りたいが、被疑者・被告人の供述については、彼らのうそによって傷つけられてしまうこともあるため、被害者を傷つけない形で正しい内容を知りたい。

(2) 入江杏氏（殺人事件被害者遺族の会（宙の会）幹事）

ア 発表の概要

世田谷一家殺人事件の捜査過程においては、警察捜査への不満を感じた。例えば、捜査員から入れ替わり立ち替わり何度も同じことを聞かれたこと、供述調書の言葉遣い等。

これらのことは、自著「この悲しみの意味を知ることができるなら」に記載している。そもそも、この本も、人の記憶のあいまいさを思い知らされ、その不安から書いたもの。この本を書いた時点では、時間の経過とともに記憶が薄れることを懸念しており、可視化には何らひるむことはないという気持ちであった。

しかしながら、遺族が一番望むことは、真実を解明してほしいということ。被疑者の取調べが、取調べ官の人間力によるものであるならば、取調べ官の人間力の養成をお願いするとともに、可視化が、この人間対人間のぶつかりあいを妨げ、真実の解明の障壁になるのであれば、捜査・取調べの目的・使命の達成を優先してほしい。

自死防止活動を行う中で、カメラやマイクの存在により人は変わらざるを得ず、信頼関係を築く上で守秘がいかに大切かを実感した。

DNAのデータベース化は早く進めて欲しい。(外国に居住していた経験もあり) 諸外国が有する、司法取引等の新たな捜査手法の導入も検討すべき。「真実の解明」に有用であるならば、どのような捜査手法も支持するのにやぶさかではない。

イ 質疑応答の概要(が委員からの質問事項、 が回答)

カメラやマイクの存在で人の態度や供述は変わるという意見はよく分かるが、被疑者の取調べと自死防止活動は同列にはならないのではないかと。

その通りだとは思うが、カメラや録音の存在により演じてしまう人が多くいることを感じている。全面可視化があっても、心の秘密の解明がなされるような取調べが行われるのが理想だが、可視化によって被疑者が演技をしたり、取調べ官と被疑者がぶつかり合えなくなったりするのなら、私自身葛藤があるが、真実の解明を優先させたい。

取調べ官が人間力やコミュニケーション能力を高め、それにより真実を引き出すことが大事だが、それを検証する機会が日本の捜査機関にはない。記録の残し方として、可視化は調書よりベターだと思うが、いかがか。

(可視化にこだわらず、) いろんな手段を講じてしかるべきではないか。万一、被疑者が検挙されても、カメラがあることによって真実にたどり着けないようになっては困る。

取調べを録音・録画した場合、名誉を傷つけられる言葉や、自身のプライバシーが記録として残ることを嫌う被害者もいると思うが、どうか。

自分は全てを受けとめる準備があるが、そうではない人がいることは感じている。

(3) 本日のヒアリングを踏まえた検討

私の経験では、被害者は一様ではない。今日のヒアリングで、被害者の考えはこうだという決めつけは良くない。

たしかに被害者はそれぞれ異なるが、「真相を究明して、それを教えてもらいたい」ということは、絶対的に共通する。また、被害者サイドからは、従来の刑事司法制度は信頼されていない。被害者が、「日本には正義がある」と思うような制度でなければ、その制度は普及していかない。

大久保氏の話で、被害者の生活再建や支援が大事という話があった。被害者と被疑者・被告人の権利保障をとともに進めることが大事なのではないか。

取調べを録画する・しないだけを論じるのではなく、参考人・被害者の聴取方法も含めて、事情聴取の方法を検討していくべき。

2 説明及び検討

(1) 事務局説明

事務局から、平成22年6月に法務省がとりまとめた「被疑者取調べの録音・録画の在り方について～これまでの検討状況と今後の取組み方針～」について説明したところ、主に以下のような質問があった。

国家公安委員会もしくは警察庁と法務省側の協議は、どのような段取りになっているのか。

(事務局から「本研究会と法務省内の勉強会に係る、国家公安委員会委員長と法務大臣との協議については、平成22年7月26日に開始し、以後、適宜の時期に行う予定である。」旨回答)

(2) 検討

今後は、DNA型鑑定や通信傍受等の科学技術の活用についても議論したい。日本は、捜査における科学技術の活用について遅れてしまっているのに、危機感が薄い。また、黙秘権について、今の制度のままでいいのかについても議論したい。

前回の虚偽自白の2事例を受けて、可視化されていたならば、「取調べ官の不適正な発言が抑えられたかもしれない」、「指揮官が捜査の在り方を是正できたかもしれない」等と整理できるのではないか。

また、本研究会においては、更に「元犯人として自白した方」、「現役捜査官」、「被疑者取調べの研究をされた方」からヒアリングを行うことなどを提案したい。

前回発表された2事件のみをもって、制度全体の在り方を論じるのは、全体を見誤るおそれがある。また、この2事件については、取調べの過

程が記録されていなくとも、捜査の進捗状況や証拠から、捜査の在り方を是正することができたと思う。

3 その他（次回会議の日程等）

次回会議は、10月8日に開催予定。

なお、次回会議においては、オーストラリアの専門家による、オーストラリアにおける取調べの録音・録画や通信傍受等の捜査手法についての講演を行うほか、今回に引き続いての検討を行うなどすることとなった。